

公述意見（区域区分変更の構想（原案））検討結果

		東松山都市計画区域	市町村名	東松山市、滑川町、吉見町、嵐山町	
公述人氏名	公述意見要旨	検討結果			備考
1	事業予定地とその周辺は、比企地域における生物多様性の「核心的な拠点」であり、今なお維持されている野生鳥類の重要な生息・繁殖空間である。 事業予定地から約 500 メートルの地域では、オオタカの営巣及び繁殖が継続して確認されている。また、約 1.8 キロメートル離れた東平地区では、今年、東松山市内では 16 年ぶりとなるサシバの繁殖が確認され、さらに環境省レッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているミゾゴイも確認されている。 これらの確認状況から、諏訪下地区、東平地区、そして岩鼻周辺の里山、平地林、水田、耕作放棄地は、繁殖及び採餌環境として重要であるため、分断されることなく一体となり「比企の生態系ネットワーク、すなわち野生動物の命の回廊（コリドー）」として形成している。 また、事業予定地周辺では、太陽光発電施設等の開発も進んでおり、個々の開発事業が環境影響評価の対象外であっても、同時多発的かつ連続的に行われると、生態系ネットワークを崩壊させる引き金になりかねない強い危機感を抱いている。そのため、周辺地域を含めた累積的な環境影響を考慮した土地利用の検討が必要である。 今回の土地区画整理事業予定地は、オオタカの巣から約 500m しか離れておらず、このようなエリアでの開発にあたっては、事前に営巣地の確実な確認と、繁殖成功を含む「2 営巣期」にわ	今回の東松山都市計画区域区分の変更を行う地区は、「第六次東松山市総合計画」及び「東松山市都市計画マスタープラン」において、工業系の土地利用を図る地区として位置付けられています。また、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となっています。公述のあった当該地区の都市基盤整備に対する生物多様性への配慮等に関する要望については以下のとおり対応し、都市計画の変更を進めます。 当該地区は、令和 7 年度オオタカ営巣地登録情報によると、営巣地から 1,500m 以内の推定高利用域内に位置しているため、「埼玉県オオタカ等保護指針」に基づく配慮を求めています。「着工前に営巣地の確認と繁殖成功を含む『2 営巣期』にわたる詳細な調査を行う」ことについては、新たな営巣が確認され、当該地区が営巣地から 400m 以内の推定営巣中心域に該当する場合、同指針に基づき調査等を求めることとなります。 当該地区の面積は約 7.6ha であり、埼玉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の対象とはなっておりません。「埼玉県環境影響評価条例に準ずる自主アセスを事業者に義務付け、その結果を市民に公開する」ことについては、県が事業者に対して義務付けるための権限を有していないことから、対応できません。			

	たる詳細な調査を行うことが不可欠である。 また、開発に伴う工事期間においては、繁殖期を避けることが必要である。あわせて、在来植物による緑化などを進めることで環境負荷を抑え、生物多様性の維持に配慮することが求められる。特に、事業計画地内の「北側の樹林」については、周辺の希少鳥類にとって重要な生息基盤であるため、そのままの現況の姿で残すべきである。 さらに、埼玉県が決定する区域区分変更において、ネイチャーポジティブの精神や「埼玉県オオタカ等保護指針」を形骸化させるような都市計画を容認・決定することは、政策に矛盾する行為である。 本事業を推進するのであれば、埼玉県として以下4点を都市計画の決定要件において義務付けることを強く要望する。第一に、着工前に営巣地の確認と繁殖成功を含む「2営巣期」にわたる詳細な調査と埼玉県環境影響評価条例に準ずる自主アセスを事業者が義務付け、その結果を市民に公開する。第二に、希少種の繁殖期を守るため、工事期間を「9月から12月」に限定するよう県が直接指導を行う。第三に、事業地内に含まれている「北側の樹林」について、土地改変を行わず「そのまま残す」よう県として強く命じること、および敷地内は在来植物による緑化を徹底して環境負荷を抑え、生物多様性の維持に配慮すること。第四に、今回の区域区分変更を呼び水とした、周辺農地や平地での乱開発を抑止するため、広域的な土地利用規制・指導の枠組みを県として東松山市と同時に構築すること。 目先の開発だけではなく、50年、100年先の未来を見据え、持続可能で調和のとれた都市計画への見直しを求める。	「希少種の繁殖期を守るため、工事期間を『9月から12月』に限定するよう県が直接指導を行う」ことについては、当該地区が推定高利用域内に位置していることから「埼玉県オオタカ等保護指針」に基づき配慮するよう、埼玉県生物多様性センターから事業者伝えていきます。 「北側の樹林」について、土地改変を行わず「そのまま残す」よう県として強く命じる」ことについては、東松山市が定める地区計画において、主に緑地または公園に位置付けられる計画となっており、保全に努めるものと承知しています。また、「敷地内は在来植物による緑化を徹底し、環境負荷を抑えて生物多様性の維持に配慮する」ことについて、「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」を参考に、その維持等に配慮するよう事業者へ伝えます。 「周辺農地や平地での乱開発を抑止するため、広域的な土地利用規制・指導の枠組みを県として東松山市と同時に構築すること」については、県、東松山市及び関係機関により、都市計画の変更手続き過程において、都市計画と農林漁業との調整（農林調整）や埼玉県土地利用調整要領に基づく調整（土地利用調整）を実施しています。
--	---	--